

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		かかしの里の使用料の還付
根拠法令等及び条項		かかしの里条例第13条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	かかしの里条例第13条、かかしの里条例施行規則第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 かかしの里使用料の還付（条例第13条）</p> <p>既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはその全部又は一部を還付することができる。</p> <p>2 かかしの里条例第13条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料を還付するものとする。（条例施行規則第8条）</p> <p>(1) 利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、市長が認めるとき。</p>	